

令和7年度 守口市生涯学習援助基金活動助成金 募集要項

【生涯学習援助基金活動助成制度とは】

この助成制度は、団体補助とは異なり、他の団体や市民の生涯学習の意識を高め、生涯学習の推進が期待できる活動に対して、助成金を交付する助成制度です。

(1) 申請資格

次のいずれかに該当。

- ① 守口市内に在住・在学または在職する個人又はこれらの個人を主たる構成員とする団体
- ② 守口市内に事務所を有する団体

(2) 対象となる活動

次の各要件に該当するもの。

- ① 生活の向上、職業上の能力の向上又は自己の充実を目指して行われる学習活動であって、スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動及びそれらに関連するボランティア活動であること。
- ② 活動の内容又は方法に独創性があり、活動の成果が市民及び他の団体の生涯学習に係る意欲を一層高める効果をもたらすものであること。
- ③ 円滑な活動の実施が期待できるものであること。

(3) 助成対象外活動

- ① 宣伝又は営利を目的とした活動
- ② 政治的又は宗教的な活動
- ③ 団体の構成員の親睦を図ることを主たる目的とした活動
- ④ 第三者への物品等の配布のみを目的とした活動
- ⑤ 国、地方公共団体又はこれらに準ずる法人から補助金等の交付を受けている活動
- ⑥ その他市長が適当でないと認めた事業

(4) 助成金交付額

助成金額は、自己負担金の範囲で、1申請者当たり50万円が上限です。なお、助成金の総額は本市予算の範囲内（300万円）で、申請活動数等により、申請額すべてを満たすとは限りません。

(5) 申請方法

次の書類を市民生活部生涯学習・スポーツ振興課へ提出してください。

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
 - ② 助成金交付申請に係るヒアリング書類（別紙① No1.2）
 - ③ 前年度の団体等決算書及び本年度の団体等予算書及び事業計画書（様式は問いません）
 - ④ 定款、寄付行為又は規約（様式は問いません）
 - ⑤ 役員名簿（様式は問いません）
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類
- } 個人申請は不要

(6) 審査及び交付の決定

審査会を実施し、審査結果を通知します。なお、審査会当日に、申請団体の代表者にご出席いただき、活動の詳細をお聞きたいします。代表者の出席が困難な場合は、代理の方の出席をお願いします。

※審査会の前に実施されている活動は、原則、助成対象となりません。

(7) 申請書提出先・締切日（郵送・メールでの提出も可）

提出先：守口市役所 市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 Tel: 06-6995-3158

Mail: shougaig@city.moriguchi.lg.jp

窓 口：令和7年6月2日（月曜日）から令和7年7月31日（木曜日）まで

郵送・E-mail：令和7年6月2日（月曜日）から令和7年7月31日（木曜日）到着分

詳細はこちら

